

「SIAL Paris 2026 ジャパンパビリオン」岩手県ブース出品企業等募集要項

県では、県内企業等の欧州における販路拡大を支援するため、フランスで開催される食品見本市（SIAL Paris 2026）において、日本貿易振興機構（JETRO）が設置するジャパンパビリオンに岩手県ブースを出展する予定としております。

つきましては、このブースに出品する企業を募集します。

※ ジェトロのジャパンパビリオンに独自で出品されたい場合には、本要項に関わらず、ジェトロのHPから直接申込を行ってください。

(<https://www.jetro.go.jp/events/afb/13562b2013e89d69.html>)

※ ジャパンパビリオンへの出展にあたっては、ジェトロが選考を行います。本申込みによって出展を確約するものではありませんので御注意ください。

1 見本市概要

- (1) 名称 : SIAL Paris 2026（シアル・パリ：欧州最大級の国際総合食品見本市）
- (2) 会期 : 2026年10月17日（土）～21日（水）
- (3) 会場 : Paris Nord Villepinte（パリ・ノール・ヴィルパンテ）
- (4) 主催 : Comexposium
- (5) 主催者ウェブサイト : <https://www.sialparis.com/en>
- (6) 規模 :
 - ・ 来場者数 約28万人
 - ・ 出展者数 約7,500者
- (7) 出展内容 : 商品PR及びバイヤー商談

2 ジャパンパビリオン概要

岩手県は、ジェトロが SIAL Paris 2026 内に設置する「ジャパンパビリオン」へブース出展します。（岩手県が「代表出品者」、参加県内企業が「孫出品者」という形になります）

ジャパンパビリオンには、日本企業がまとまって出展するため集客効果が見込めることや、出品にあたってジェトロのサポートが受けられること等のメリットがあります。

- (1) 出展スペース : 550㎡（予定）出展者ブース、共有キッチン兼倉庫、受付・事務局
※ うち、岩手県ブースとして1ブース出展。
- (2) 主催 : 独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

3 出品の要件【重要】

- (1) 出品物が現地で販売可能な日本産農林水産物・食品又は日本産原料を使用して海外で生産された農林水産物・食品であること。

【参考：ジェトロウェブサイト「日本からの輸出に関する制度」】

<https://www.jetro.go.jp/industry/foods/exportguide/>

⇒国・地域ごと、品目ごとに現地輸入規制等を調べることができます。

【参考：ジェトロウェブサイト「国・地域別マーケティング基礎情報」】

<https://www.jetro.go.jp/industry/foods/marketing/>

⇒国・地域ごとのマーケットの特徴や、制度的制約について確認できます。

- (2) 出品目的が商談による取引先の発掘・継続取引であること。プロモーションや調査が主目的ではないこと。
- (3) 輸出に伴う需要増に対応できる供給体制を有すること。

- (4) 当該事業の期間中、担当者がバイヤーと数量・金額・納品方法等の交渉、その他の取引条件の提示等といった具体的な商談を行い、その成果をジェトロに報告すること。
- (5) 事業参加後も海外からの引き合いに対応可能な担当者があること。
- (6) 英語もしくは現地語で商談用資料（企業情報、商品情報、商品価格表）を既に揃えており、ジェトロが求めた際には速やかに提出すること。まだ商談用資料が揃っていない場合には、事業開始までに揃え、ジェトロが求めた際には速やかに提出すること。
- (7) ジェトロが求める各種データベースへの情報の登録、成果把握の為に行うアンケート等に協力すること。
- (8) 日本・フランス間の渡航規制に関わらず、準備日及び会期の全日程で会場の自社ブースに常駐できる企業
- (9) ジェトロの「出品案内書」及び本募集要項の内容、条件に同意していること。

★御注意ください★

※ EUでは農林水産・食品の輸入にあたって、独自の高い規制基準への対応が必要とされています。特に加工食品のうち、動物性加工済原料（魚介粉末やエキス、液卵、脱脂粉乳など）と植物性原料の両方を含む「混合食品」については、EU独自の規制を設けています。詳細については以下のウェブサイトをご確認ください。

『EUにおける新たな混合食品規制への対応について』（農林水産省）

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/EU.html>

『改正続くEU「混合食品」規制、日本産食品の輸出可能性を探る』（ジェトロ）

<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2023/e4e583e935003b23.html>

4 岩手県企業ブース募集対象企業・団体等

- (1) 岩手県内に本社（本店）を有する企業・団体等であること。
- (2) フランスをはじめとする欧州市場への販路開拓に取り組む意欲があること。
- (3) 日本・フランス間の渡航規制に関わらず、会期中、担当者（来場者への質問・製品説明、商談等に対応できる方）を展示ブースに配置できること。
- (4) 出品者自身で個別の搬入、搬出、展示品等の管理が可能であること。
- (5) 開催前後及び開催中に県やジェトロが行う調査に協力すること。

5 岩手県のブースについて（予定）

岩手県ブースへの出品に際し、参加企業に対して以下の支援を行う予定です。

- (1) 岩手県による出品支援

- ① 出展スペースの提供（1ブース、2者まで）

最大2者を選考予定です。

※ 3者以上の申込があった場合には、選考のうえ出品者を決定します。

ブース数	概要
1ブースを想定	1ブースあたり9m ² （間口3m×3m）を予定。 また、1ブースあたり2企業（2枠）が入る形式の予定。 ※ 間口、規模等については変更となる場合があります。

- ② 通訳の配置（1名）

※ 自社で通訳を配置する場合はそれを妨げません。

- ③ ジェトロと連携しての出品手続きサポート

(2) 出品者負担

- ① 出品者の旅行代金（国内移動費、飛行機代金、宿泊費、海外旅行保険等）
- ② サンプル輸送経費（主催者からは例年、正規輸出手続きが求められています。）
- ③ 出品料に含まれる基本備品以外の、各企業が特別又は独自に必要なとする設備・備品のレンタル代等

6 申込方法

別添の「企業・出品商品情報票（(1) 企業基本情報等、(2) 商品登録情報）」に入力の上、令和8年4月23日（木）正午まで【厳守】に、メールまたはFAXにてお申してください。

なお、応募企業等が多数の場合は、県において選考を行います。

※ 詳しいスケジュールは「7 スケジュール」を御覧ください。

【参考1：有望品目について（出品案内書抜粋）】

有望品目とは、当該事業でバイヤーからの引き合いが特に見込めるものです。有望品目以外も出品いただけますが、有望品目を出品する企業は選考の際に加点されます。

1. 茶
2. ソース混合調味料
3. 菓子
4. 牛肉
5. 水産物

【参考2：ジェトロの出品者選考について（出品案内書抜粋）】

御登録いただいた「企業・商品情報」をもとに、以下の審査項目に則してジェトロが出品者を選考します（選考の詳細は回答致しかねます）。

1. 出品物・出品者の要件
2. 該当事業で定める輸出有望商品
3. 受容性・販路開拓の可能性
4. 出品物の認証取得及び知的財産保護への対応状況
5. 応募者の新規性（輸出の裾野拡大に繋がるような、新たに輸出に取り組もうとする事業者か）
6. 応募者の輸出に取り組む姿勢（戦略・目標、出品に向けた取り組み）
7. 応募者の商流
8. 応募者の認証取得状況等
9. 前年度の参加事業における成約実績
10. 日本で登記している事業者か
11. 個別支援等の取り組み（ジェトロやその他機関の事業・制度を積極的に活用して輸出に取り組んでいるか）
12. 過去のルール遵守状況、自己都合によるキャンセル状況
13. 過去の出展実績から見たジャパンパビリオンでの出展支援の必要性

7 スケジュール

4月23日(木) 【正午まで】	本要項と、ジェトロのHP上で公表されている「出品案内書」及び「海外見本市出品要綱」の記載内容を確認の上、「企業・出品商品情報票」をメールにて県へ提出してください。
4月27日(月)	県による選考結果をメールにてお知らせします。 ※ 選考にもれた場合でも、独自にジャパンパビリオンに申込みすることを妨げません。（その場合は、県の出展支援はありません。）
4月27日(月)	申込企業等からジェトロあてに直接申込を行ってください。

～30日(木) 【23:59まで】	手続き等については、別途、県より申込企業等あてに御連絡します。 ※ 県に提出した「企業・出品商品情報票」の情報をそのままコピーアンドペーストすると作業の軽減を図ることができます。
6月中旬(予定)	JETROから県に選考結果が通知され次第、 県から、JETROによる選考結果をお知らせします。

8 出品にあたっての注意事項【重要】

円滑かつ効果的な出展のため、以下の点に十分に御留意の上、お申込みください。

- (1) JETROによるジャパンパビリオンへの出品となるため、JETROが定める「出品の要件」に従っていただく必要があります。
- (2) 出品物は、「出品の要件」の内容に御留意の上選定し、申込書にはできるだけ具体的に記載をお願いします。申込み完了後に商品を追加変更することはできません。
なお、本展示会に出品を希望する企業については、申込み前にJETROへEUにおける現地輸入規則等の情報についての相談をすることができます。希望される場合はお早めにJETRO岩手（メールアドレス：MOR@jetro.go.jp）へ御相談ください。
- (3) サンプルの輸送については例年主催者から「正規輸出手続き」による輸送が求められていますので御注意ください。
- (4) 出品確定後、当日までの限られた期間中に、JETROや主催者の定める情報への入力、照会への回答、輸送に必要な手続き等を行う必要があります。県も最大限の支援を行いますが、期限までの応答が無い等の手続きを怠ったことにより出品等へ支障が生じた場合でも、その損失について、県は責任を負いかねますので御注意ください。
- (5) 出品確定後、自己都合で出品をキャンセルされる場合は、速やかに代表出品者である県に御連絡ください。また、自己都合によるキャンセルは、以降のJETRO主催の見本市・商談会等事業に係る選考にて不利となる場合がありますので、御注意ください。

9 お問い合わせ・お申込先

岩手県商工労働観光部 産業経済交流課 海外マーケット担当 平野、和山

電話：019-629-5538

FAX：019-623-2510

メールアドレス：AE0003@pref.iwate.jp